



土浦市公共施設景観形成ガイドライン

平成25年3月

目次

1	ガイドラインの目的と位置づけ	1
1-1	目 的	1
1-2	位置づけ	2
2	ガイドラインの構成等	3
3	公共施設整備に係る役割	4
4	対象とする公共施設(事業)	5
5	景観形成基本方針	6
5-1	土浦らしい景観形成のための「五か条」	6
5-2	要素ごとの基本方針	8
6	公共施設景観形成ガイドライン	10
6-1	共通ガイドライン	10
①	配置・形態	10
②	色彩	12
③	素材	15
④	外部空間	16
6-2	施設ごとのガイドライン	18
①	公共建築物	18
a	行政関連施設(庁舎, 出張所, 公民館, コミュニティ施設等)	
b	教育関連施設(幼稚園, 小・中学校, 高校, 大学等)	
c	福祉関連施設(保育園, 高齢者・障がい者施設等)	
d	スポーツ・文化関連施設(体育館, プール, 図書館, ホール等)	
e	その他(各種処理施設, 駐車場等)	
②	道 路	28
a	幹線道路	
b	生活道路	
③	湖沼・河川等	32
④	公園・緑地	34
⑤	その他	36
6-3	維持管理にかかるガイドライン	38
	資料編	39

1

ガイドラインの目的と位置づけ

1-1 目的

私たちのまち土浦市は、雄大な霞ヶ浦や筑波山麓の豊かな自然景観とともに、土浦城址や旧水戸街道沿いに残る町並みをはじめとする歴史的景観を有し、それらは本市固有の貴重な財産となっています。

また、JR 土浦駅周辺や住宅地、工業地など多様な都市景観も形成されています。

そのような中、本市では、平成 23 年 10 月に「土浦市景観計画」を策定し、平成 24 年 4 月に「土浦市景観条例」を全面施行し、「豊かな自然、風格ある歴史・文化を生かし、魅力きらめく『景観都市つちうら』をみんなで創造する」ことを景観形成の基本目標として掲げ、そこで示された景観形成基準を市民・事業者・行政が共有・協働しながら本市の良好な景観づくりに取り組んでいるところです。

公共施設については、多くの市民が利用する象徴的な施設であり、また一般的に建築物の規模が大きいものも多く、その整備・維持管理等において景観に対して十分な配慮が必要であると言えます。

そこで、各種公共施設が市民にとって誇りとなり、また風格と個性ある景観を有する都市として、本市がさらなる発展を遂げるために、質の高い公共施設整備を促進するための規範となる「土浦市公共施設景観形成ガイドライン」を策定するものです。

◆ 図一 土浦市景観計画における景観形成基本目標イメージ



1

ガイドラインの目的と位置づけ

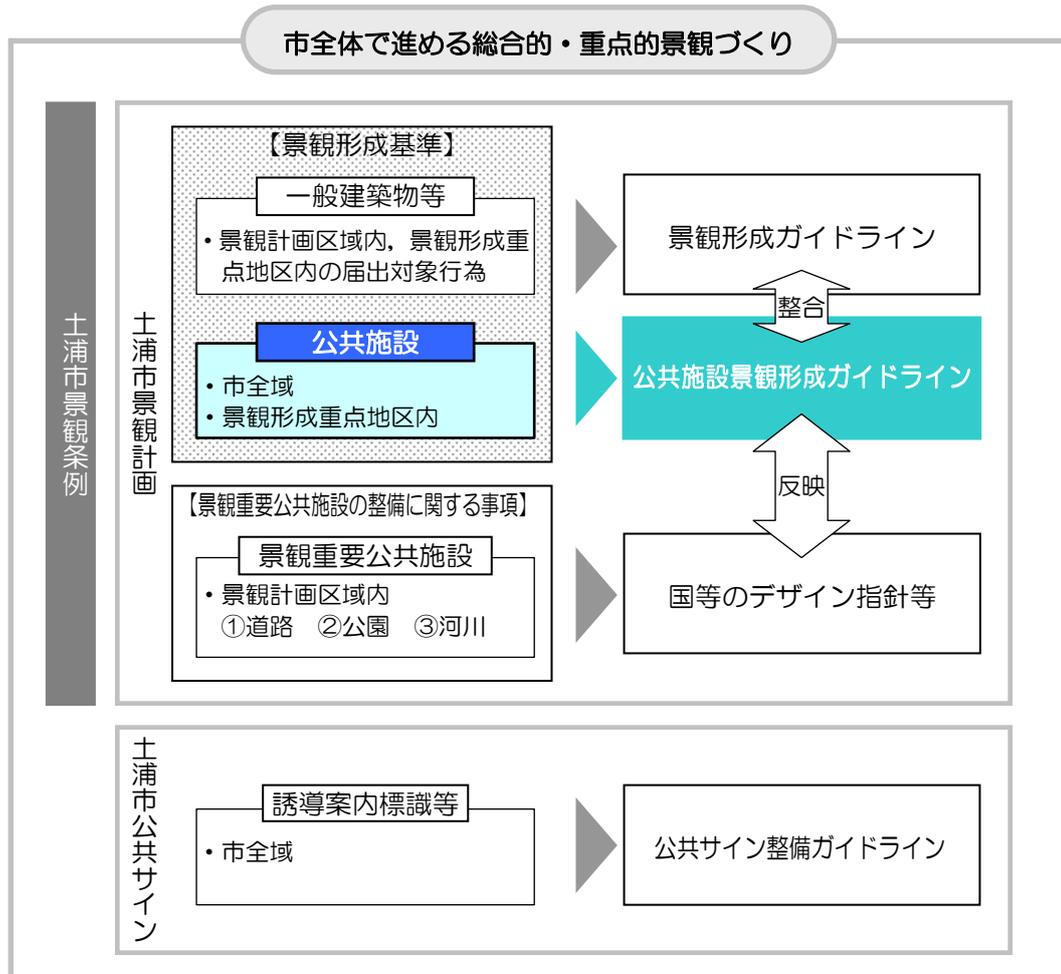
1-2 位置づけ

本市では、「土浦市景観条例」に基づく総合的かつ重点的な景観づくりを推進するため、また公共的な誘導案内標識等の整備についても、各種ガイドラインにより適切な景観誘導を行っています。

住宅や店舗などの一般建築物等については「景観形成ガイドライン」【平成24年3月策定】により、そのうち公共施設については本ガイドラインにより、また景観重要公共施設については土浦市景観計画のほか国等の各種デザイン指針等により定められたルールに基づき、それぞれの整備を行う必要があります。

さらに、公共的な誘導案内標識等については、「公共サイン整備ガイドライン」に基づきます。このように本市では、限定的ではない幅広くかつきめ細やかな景観づくりを目指しています。

◆ 図一本ガイドラインの位置づけ

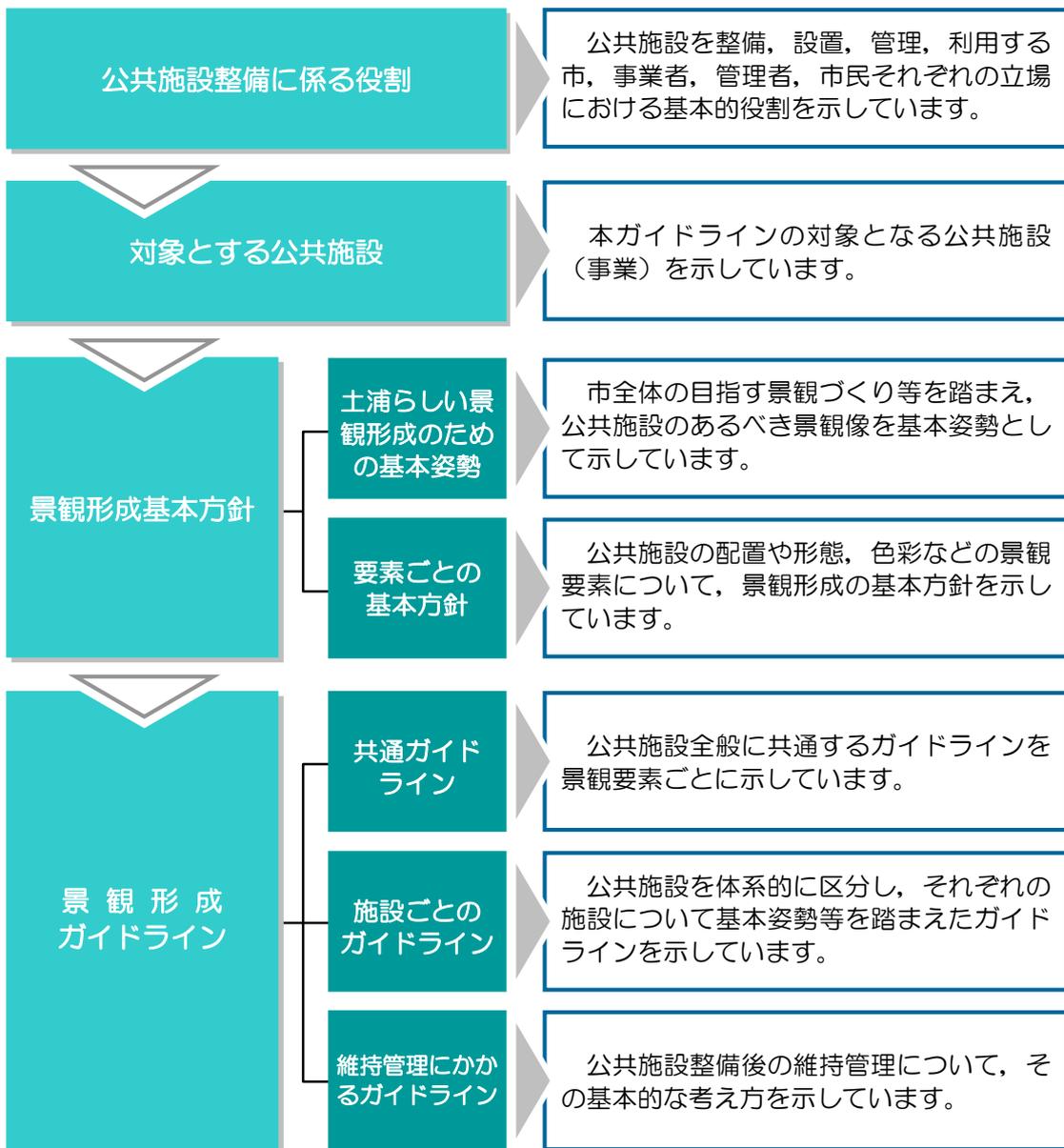


2

ガイドラインの構成等

本ガイドラインの主な構成と概要はつぎに示すとおりです。

大きくは公共施設の整備にあたって土浦らしい景観を形成していくための基本姿勢を示すとともに、主要な公共施設ごとに、ふさわしい景観整備のイメージをガイドラインとして示しています。



土浦らしい景観形成を進めていくためには、公共施設整備の果たすべき役割は大きいと言えます。そこで、公共施設整備(事業)及び維持管理する市、事業者、管理者、市民がそれぞれの役割を認識し果たしながら、互いに土浦らしい良好な景観形成に取り組むことが重要です。

土浦市	公共施設整備に対し先導的役割を担う市は、本ガイドラインに基づく整備、改善に努めることはもとより、国や県、その他地方公共団体、また民間事業者における公益施設の整備についても、協力を求めながら適切な指導・助言及び支援を行います。
事業者	公共施設の整備に対し大きく関わりを持つ事業者は、施設の有すべき機能の確保はもとより、本ガイドラインに示された基本姿勢等に基づき、土浦らしい景観形成の実現に寄与するよう努めます。
管理者	施設の機能が持続されるよう適切に管理するとともに、景観上良好な常態が保たれ、利用者が安全に快適に利用できるよう努めます。
市民	公共施設を利用する立場にある市民は、土浦らしい良好な景観の魅力を十分認識するとともに、その景観の保全に資する利用に努めます。

4

対象とする公共施設(事業)

本ガイドラインで対象とする公共施設は行政関連施設や各種公共建築物のほか、道路や河川、公園など屋外の公共的空間に設置される施設です。

	土浦市	国・県等	民間事業者
公共建築物	○	○	○
道路	○	○	
交通標識柱	○	○	○
信号機及び信号機柱		○	
反射鏡	○	○	
道路照明	○	○	
歩行者照明	○	○	
車両用防護柵	○	○	
横断防止柵	○	○	
転落防止柵	○	○	
車止め	○	○	○
フェンス	○	○	○
河川	○	○	
橋梁	○	○	
公園緑地	○	○	○
バス停		○	○
郵便ポスト			○
電話ボックス			○
電柱			○
鉄塔	○	○	○
電波塔			○
法面保護	○	○	○
公衆トイレ	○	○	
ベンチ	○	○	○

ガイドラインの
目的と位置づけ

ガイドラインの
使い方

公共施設整備
に係る役割

対象とする
公共施設(事業)

景観形成
基本方針

景観形成
ガイドライン

①公共建築物

②道
路

③湖沼・河川等

④公園緑地

⑤その他

維持管理

資料編

5-1 土浦らしい景観形成のための「五か条」

公共施設の計画・整備にあたって共通するデザインの基本的な方針としての「五か条」を次のように示します。

公共施設のデザインは、土浦らしい景観形成を先導する役割を踏まえ、ここに示す「五か条」を十分理解し、それぞれの立場で守っていくよう努めましょう。

その一

● 共有財産として質が高く、多様な人々に受け入れられること

特に公共施設の場合は、“共有の財産”をつくるという視点を大切に、質の高いデザインに努めることが重要です。

そのため、設計者の選定にあたっては、安易に設計料の多寡による選定方式によってのみ設計者を選定するのではなく、設計者の創造性、技術力、経験等を適正に審査できる「プロポーザル方式」(*1)や「コンペ方式」(*2)等を採用するなど、公正・公平で質の高い建築設計を目指すことが重要です。

また、特徴的な施設にしようとするあまり必要以上に奇抜なデザインとならないよう配慮し、多様な人々に受け入れられる施設づくりを考えましょう。

その二

● その土地らしい歴史・風土を読み取り、景観や環境に配慮すること

公共施設が違和感なく地域に馴染み存在していくためには、その土地の歴史や風土を背景としたデザインとすることが大切です。地域に調和するデザインとし、親しみと個性ある施設づくりを考えましょう。

また、公共施設は土浦らしい景観づくりを進めていく上で先導的役割を担っています。本市や地域の有する景観特性を理解するとともに、特に本市の個性である歴史景観や自然景観などと調和する施設づくりを考えましょう。

さらに、大きな土地の造成や樹木の無計画な伐採などは、環境に大きな負荷を与えるとともに景観的にも大きな変化を生じさせます。その土地の地形や景観に配慮しながら、出来る限り環境への負荷が少ない施設づくりを考えましょう。

*1【プロポーザル方式】：提出された設計に対する発想・解決方法等の提案を審査し、設計者を選定する方式のことをいいます。

*2【コンペ方式】：提出された具体的な設計案を審査し、設計者を選定する方式のことをいいます。

**まず確認
しましょう！**



「五か条」は公共施設デザインの基本原則です。建築等の計画・設計にあたっては、まずこの「五か条」を確認し、土浦らしい景観の創出に努めましょう。

その三

● 必要な機能を十分備え、誰もが安全に安心して利用できること

公共施設は市民や来訪者も含め多様な人々が利用する施設です。

子どもから高齢者、障がい者の方々などにとって使いやすいものでなければなりません。

施設の果たすべき役割を踏まえながら、使いやすい施設として機能性を確保しながら、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した、使いやすく、安全・安心な施設づくりを考えましょう。

その四

● 次代に継承される風格や誇りを感じさせること

公共施設のデザインは一過性のものではなく、時間、時代とともに人々に親しまれ誇りとなる存在となることが望めます。施設が更新される場合にあっても、デザインが継承されるなど次代に繋がる施設づくりを考えましょう。

また、整備後建築物は必然的に古くなっていきます。しかしながら、時間の経過とともに歴史や人の営みが刻まれることにより、その古さが“味”となって風格が感じられる施設づくりを考えましょう。

その五

● 建設費や維持管理費が経済的であること

高質なデザインや機能性等を求めるあまり、建設費や維持管理費が高くなってしまっ
てはいけません。

イニシャルコスト（*3）やランニングコスト（*4）を抑えながら、良質なデザインとなるよう努めるとともに、建設、維持管理、廃棄時の費用などライフサイクルコスト（*5）を考慮した施設づくりを考えましょう。

*3【イニシャルコスト】：建設・設置工事の前にかかる費用のことをいいます。

*4【ランニングコスト】：施設運営や維持管理等を運用する際にかかる費用のことをいいます。

*5【ライフサイクルコスト】：建物の建設費用だけでなく、維持管理・改修・解体・廃棄に至るまでに必要な総費用のことをいいます。

5-2 要素ごとの基本方針

先の「五か条」を踏まえながら、以下の4つの景観要素について、景観形成の基本方針を次のように示します。

(1) 配置・形態

公共建築物の配置にあたっては、前面道路や歩道及び隣接敷地からの距離に配慮し、ゆとりある空間を確保しましょう。

特に、隣接して自然資源や歴史資源が立地する場合には、それらを阻害しないような配置・形態とすることが大切です。

また歩行者や車いす利用者の通行の妨げにならないよう注意しましょう。

形態については奇抜なものや具象的なデザインを避け、特別に必要なプロセスを踏んで計画されたもの以外は、原則としてシンプルなデザインとしましょう。



伝統的な形態が筑波山麓の自然景観や周辺の集落景観と調和を図っています。
【小町の里】

(2) 色彩

色彩は景観に与える影響が大きな要素であり、特に留意する必要があります。

公共施設の壁面や屋根の色彩、標識等のポールの色彩については、落ち着いた色調とすることを原則とします。

規模が大きくなる公共建築物においては、その形態、高さとの関係や、周辺の景観との調和に配慮しながら色彩を選定していくことが重要です。

特に自然、歴史・文化景観の維持、創出が必要な地区においては、落ち着いた色調とすることが大切です。

ただし、特別に必要なプロセスを踏んで計画された配色や、アクセントカラー^{*6}として用いる場合においてはこの限りではありません。



歴史的町並みに多く見られる色を基調とした色彩で、亀城公園周辺の歴史景観との調和を図っています。【土浦市立歴史博物館】

*6【アクセントカラー】：いわゆる強調色のことをいいます。色彩計画において主調色であるメインカラーとともに用いられ、メインカラーの効果を強めたり、補完したりします。

「五か条」に加え、これらの景観要素の基本方針についても、公共施設の計画・設計にあたって留意し、土満らしい景観の創出に努めましょう。

(3) 素材

素材については、維持管理の観点からは耐候性、耐久性に配慮することが必要です。

景観的観点からは、本市の自然景観や歴史・文化景観との調和を念頭に素材選びを行います。

特に、神社仏閣に隣接する場合や歴史的町並みの中に立地する場合及び田園・集落部においては、素材の選定にあたって留意する必要があります。



舗装材や道路付帯施設に自然素材を積極的に取り入れ、亀城公園周辺の歴史景観との調和を図っています。【歴史の小径整備事業】

(4) 外部空間

外部空間については、敷地囲障に対する景観的配慮が重要です。

特に道路に面する側については、歩行者に対する配慮とともに、道路・歩道からの見え方に配慮しましょう。

また、敷地内についても、景観的配慮に加え環境的観点においても十分な配慮が求められます。

公共施設に付帯される駐車場については、多様な人々が利用する駐車場としての機能性、安全性を確保しながら、前面道路からの見え方等景観的配慮に努めましょう。



敷地内の積極的な緑化により、景観的、環境的配慮を図っています。【霞ヶ浦環境科学センター】

6-1 共通ガイドライン

公共施設の計画・整備にあたって共通のガイドラインは次のとおりです。

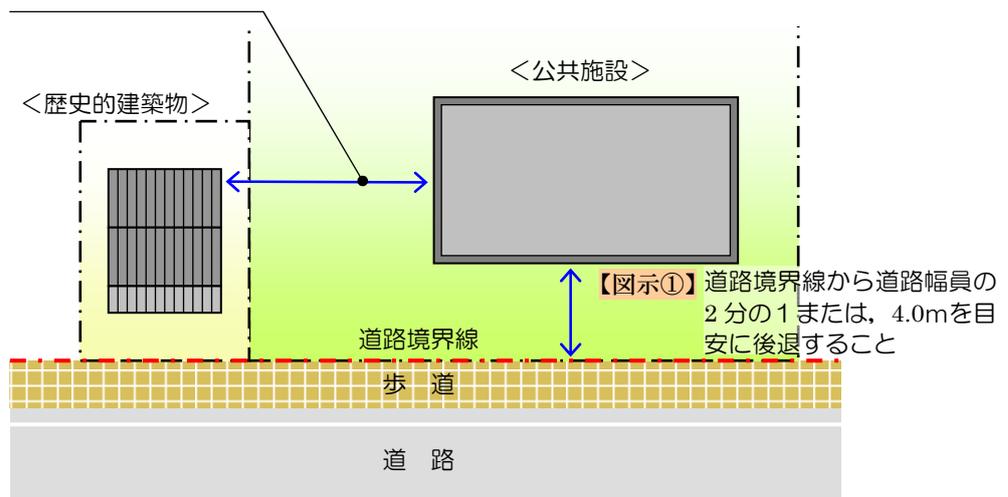
共通ガイドラインは、大きく「配置・形態」、「色彩」、「素材」、「外部空間」の4つの項目について示しています。

① 配置・形態

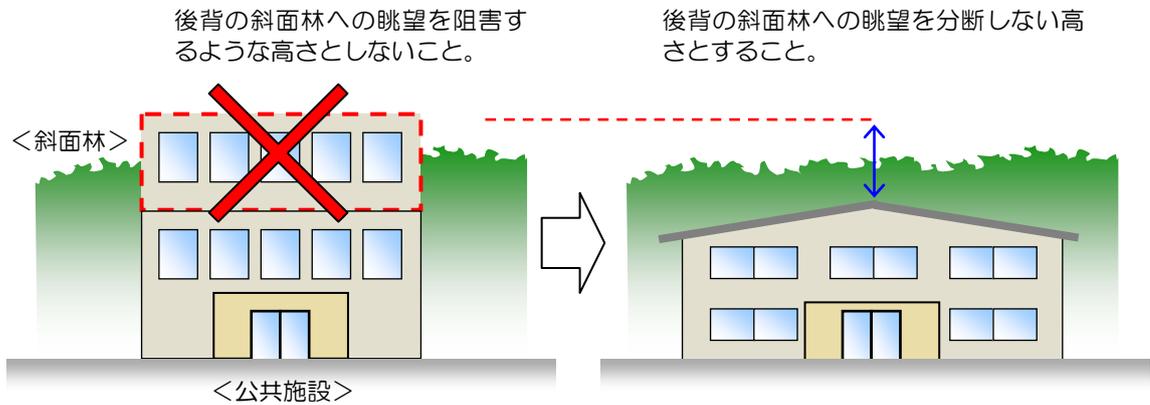
- 建築物の壁面の位置は、道路境界線から道路幅員の2分の1または、4.0mを目安に後退して配置すること。【図示①】
- 隣接する自然・歴史資源からは、できる限り距離を離して配置すること。【図示②】
- 霞ヶ浦、筑波山への眺望や後背の斜面林への眺望を阻害しない高さとする。【図示③】
- 奇抜な形態とせず、公共施設が立地する周辺の景観特性との調和を図ること。【図示④】
- 構造的、機能的制約がある場合を除き、できる限りシンプルな形態とすること。
- 原則として装飾的意匠は行わないこと。【写真①】

◆壁面の位置及び隣接自然・歴史資源への配慮イメージ

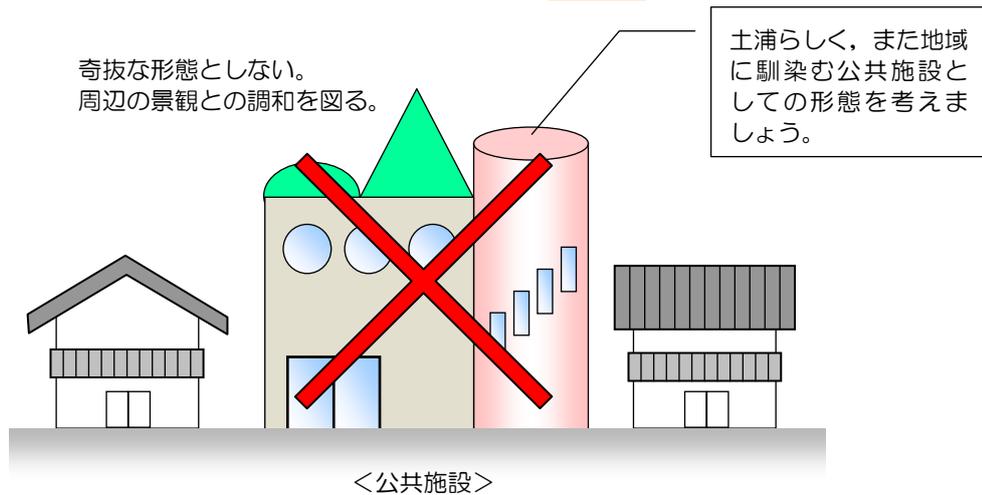
【図示②】 隣接する歴史資源からできる限り距離を離すこと



◆霞ヶ浦や筑波山，斜面林への眺望確保のイメージ 【図示③】



◆奇抜な形態とせず，周辺の景観との調和のイメージ 【図示④】



◆装飾的デザインの例 【写真①】

・装飾的な建物や付帯施設のデザインは，土浦市の個性である歴史景観や自然景観との調和が図れません。



・上層部が広がった奇抜な形態となっている警察署の例



・壁面や煙突のデザインが装飾的で特異な景観となっているゴミ処理施設の例



・地域の個性を直接的な表現で装飾した欄干の例

○：土浦市の歴史景観や自然景観に調和する建物等の例
△：土浦市の歴史景観や自然景観にそぐわない建築等の例

② 色 彩

一般地区における建築物の色彩は、民間建築物の手本となるように、YR系を除き景観計画よりも1ランク彩度を低くしたものを目安とする。

- 建築物の屋根、外壁及び屋上設備等の色彩は、下表で示す範囲とすること。【図示①】

色 相	明 度	彩 度
R(赤)	3以上	3以下
YR(黄赤)		6以下
Y(黄)		3以下
GY(黄緑), G(緑), BG(青緑), B(青), PB(青紫), P(紫), RP(赤紫)		3以下

※ただし、土浦市景観計画に定める重点地区内においては、その景観形成基準に規定する明度、彩度とすること。

- アクセントカラーを使用する場合は、日本の伝統色等彩度の低い色彩を使用するとともに【図示②】、外壁各面の1/20を限度とすること。【図示③】
- 駅前や歴史地区、田園部など、地域の景観特性に応じた地域に馴染む色調とすること。【図示④】
- 歴史・文化景観の維持、創出が必要な地区においては、無彩色(*7)や木材、石材など自然素材の色彩を基調とすること。

*7【無彩色】：色みがなく、明度だけをもつ色で、白・灰・黒色のことをいいます。

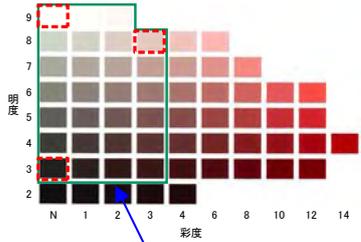
◆ 建築物の屋根、外壁及び屋上設備等の色彩イメージ 【図示①】

避けた方がよい色彩

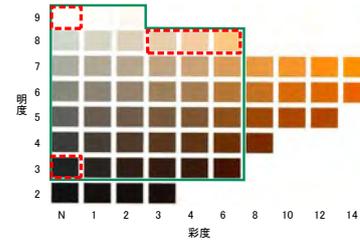


- ・無彩色を使用する場合は、極端に暗い色や明るい色の使用は避けること。
- ・高明度かつ高彩度の色彩の使用は避けること。

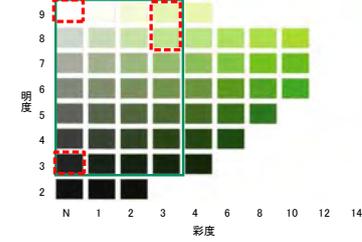
色相:5R



色相:5YR

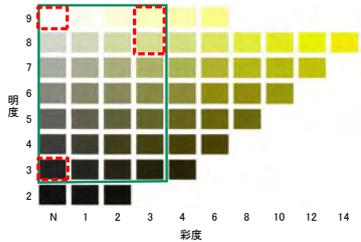


色相:5GY

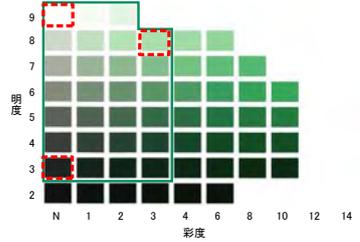


※緑の枠内にある色彩を使うこと（※各色相表共通）

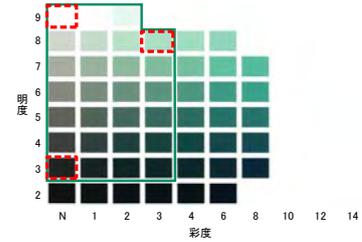
色相:5Y



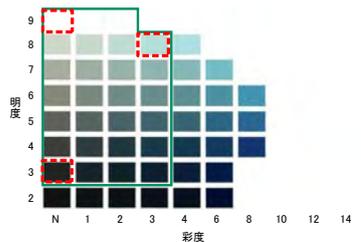
色相:5G



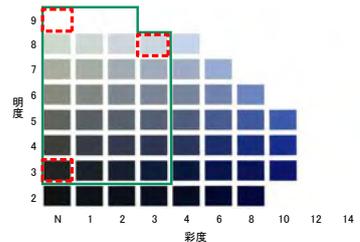
色相:5BG



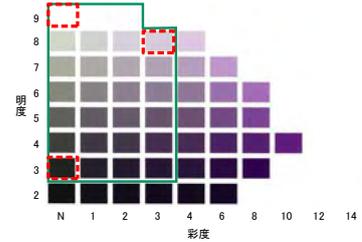
色相:5B



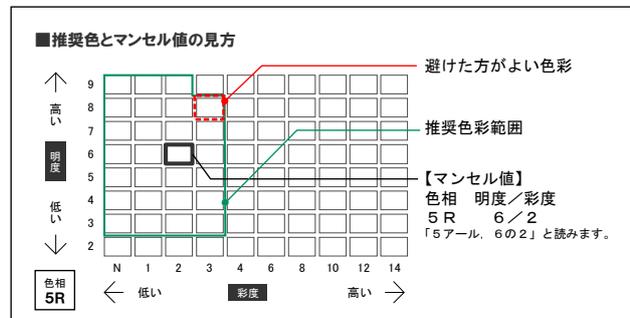
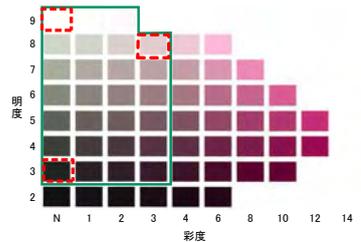
色相:5PB



色相:5P



色相:5RP



*この色相表は、コンピュータによる色再現のため、実際のマンセル値とは異なります。

*ここに示す色相は、各色相の間となる色相を示しています。

6

公共施設景観形成ガイドライン

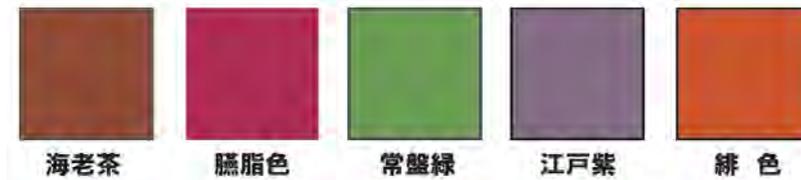
◆アクセントカラーの使用イメージ

日本の伝統色例



華やかな色合いの中に落ち着きを感じる日本の伝統色など彩度の低いアクセントカラーを使用すること。

【図示②】



使用面積

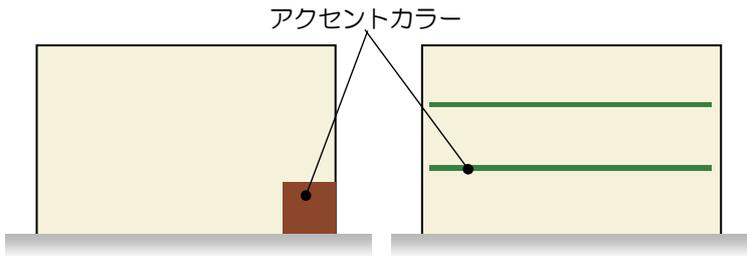


外壁各面の $1/20$ を限度とすること。

【図示③】

・アクセントカラーは壁面の隅部や窓枠、手すりなどに小さく線的に取り入れると効果的です。

・効果的なアクセントカラーにより建物のデザインを引き締めています。



◆地域の景観特性に馴染む色調

【図示④】

色に対して抱くイメージは人によって微妙に異なりますが、共通する部分も多く認められます。

そのイメージの共通感覚を心理学的研究の蓄積で明らかにしたものが、イメージスケール(右図参照)です。

公共施設が立地する地域の景観特性や目指すべき景観を踏まえながら、効果的な配色を検討しましょう。

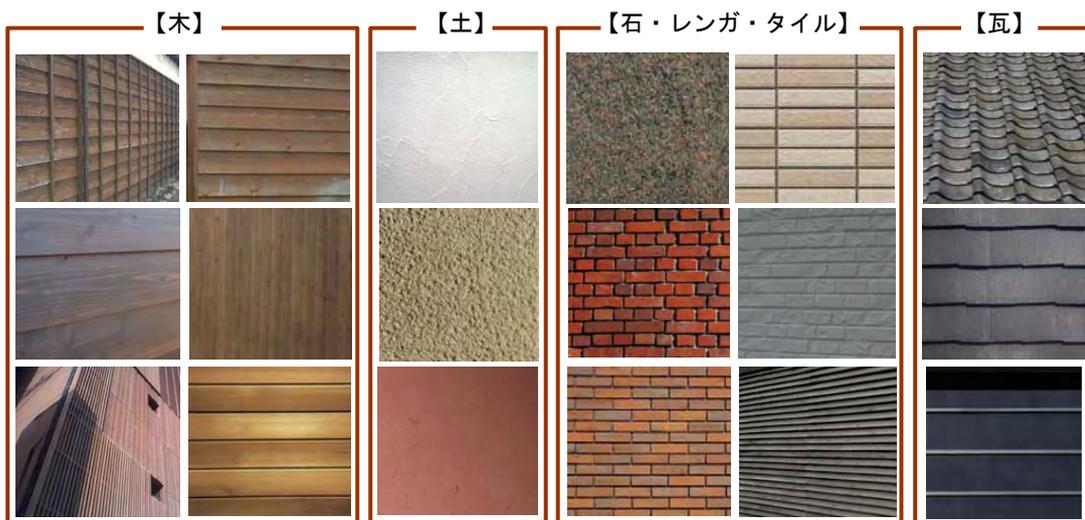


③ 素材

- 耐候性、耐久性の高い素材を選定すること。
- 歴史・文化、自然景観との調和に配慮し、できる限り自然素材を取り入れること。【図示①】
- 地域に馴染む素材とし、周辺の景観との調和に配慮すること。【写真①】

◆自然素材と色彩の関係 【図示①】

- ・ 建築材料として使用される自然素材は彩度が低いため、歴史・文化景観を阻害せず調和が保たれます。



◆自然素材をうまく活かした施設例 【写真①】

- ・ 自然素材をうまく構造やデザインに取り入れると、景観との調和が図りやすく、また、ぬくもりや落ち着いた印象を与えます。



④ 外部空間

- 道路に面する側の敷地囲障には、コンクリートブロック塀を設置せず、植栽帯により緑化すること。【図示①】
- 道路に面する側にフェンス等を設ける場合は、60cm以下の基礎の上に透過性のものを設置するものとする。また、道路境界線から後退し前面を緑化すること。【図示②～⑤】
- 敷地内は、積極的な緑化により緑被率 40%以上となるよう努めること。【図示⑥】
- 敷地内に配置される駐車場は、前面道路から 2.0m以上距離を離して配置すること。
- 駐車場を設置する場合は、緑化等による積極的な修景を図ること。【写真①】

◆道路に面する側の敷地囲障 【図示①】

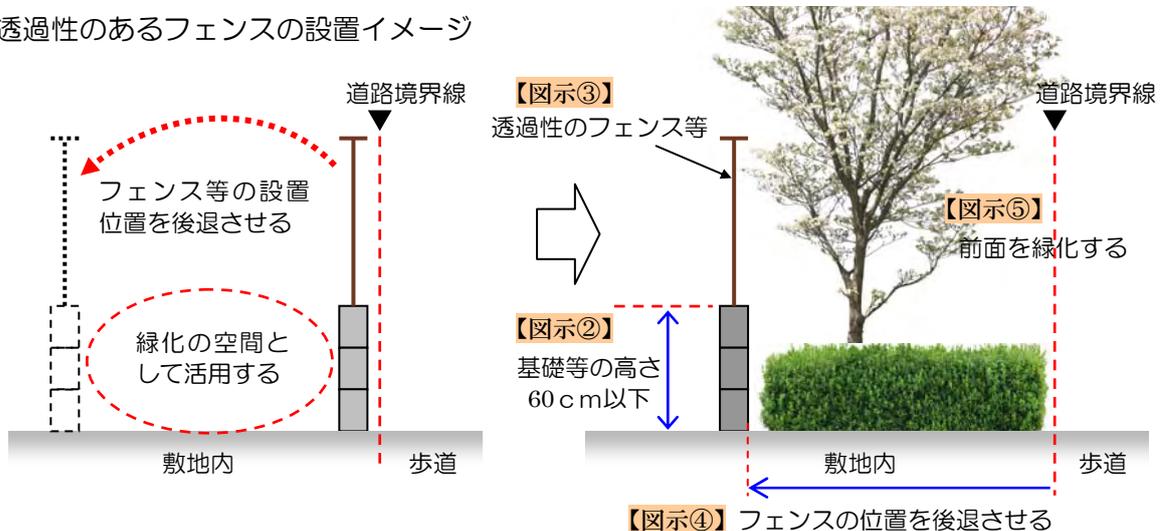
・コンクリートブロック塀は、景観的な課題に加え、倒壊等による危険性が高く敷地囲障には使用できません。



・道路に面する側の敷地囲障は、植栽帯を設け、うるおいと開放感ある景観を創出しましょう。



◆透過性のあるフェンスの設置イメージ

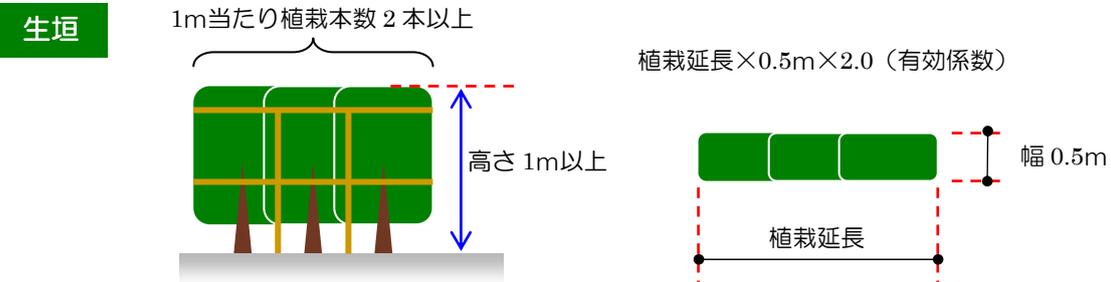


◆緑被率の計算方法 【図示⑥】

緑地		基準	基準面積	有効係数	緑地面積
樹木	高木	樹高 3m以上(将来成長して 4m以上) となるもの	樹冠径を 4mとした円の面積	2.0	25 m ²
	中木	樹高 1m以上 3m未満のもの	樹冠径を 3mとした円の面積	2.0	15 m ²
	低木	樹高 1m未満のもの	樹冠径を 1mとした円の面積	1.0	1 m ²
生垣	高さ 1m以上かつ 1m当たりの植栽本数が 2 本以上のもの	幅 0.5mとして植栽延長×幅	2.0	基準面積 × 有効係数	
壁面	擁壁、壁面緑化	植栽延長×距離(高さ)	1.0		
自然地	草地、水辺地	当該面積	1.0		
裸地	自然地以外の舗装されていない地表面		0.8		
駐車場	緑化された駐車場 緑化の可能な駐車場		1.0		
屋上	—		0.8		
プランター	—	0.5			
			0.5		

緑被率 緑地面積 ÷ 敷地面積 × 100%

樹木 ○樹木の緑地面積算定の考え方
 高木：2.0m×2.0m×π×2.0（有効係数）≒25 m²
 中木：1.5m×1.5m×π×2.0（有効係数）≒15 m²
 低木：0.5m×0.5m×π×1.0（有効係数）≒1 m²



◆駐車場の緑化イメージ 【写真①】

- ・駐車場周りへの低木や高木による緑化や、緑化ブロック等による駐車スペースの緑化などを積極的に行いましょう。



① 公共建築物

a 行政関連施設

■ 人や環境に優しい配置と機能的なレイアウトとする

- 地形や歴史・文化性に配慮した建物の配置・形態を検討すること。
- 歩行者に圧迫感を与えないよう、壁面の位置は道路境界線から4.0m以上離して配置すること。【図示①】
- 多様な人々が利用する施設として機能的なレイアウトとすること。

■ 地域に馴染む飽きの来ないデザインとする

- 立地する地域の景観特性を活かしながら、市民に永く親しまれるデザインとすること。【写真①】
- 奇抜なものせず、飽きの来ないシンプルなデザインとすること。

■ 周辺の景観に馴染むシックな色彩とする

- 壁面や屋根の色彩は、風格と落ち着きを感じられるよう、明度、彩度については本共通ガイドラインに示す範囲とすること。
- 壁面や屋根に用いる色彩は、茶系、グレー系とすること。ただし、材料本来の素材色を除く。【写真②】
- 施設が立地する地域の景観との調和に配慮すること。

■ 安全性・耐久性の確保

- 多様な人々が利用する行政関連施設に使用する素材は、安全性を第一に耐候性、耐久性の高い素材を選定すること。

■ 開放的で地域に開かれた空間の確保

- 本市や地域のシンボルともなる行政関連施設の敷地囲障は、防犯上問題のない範囲で塀やフェンス等の設置は避け、できる限り開放的な空間とすること。【図示②】
- 道路に面する側については、できる限り植栽帯による緑化を図ること。
- よりうるおいある景観の創出に寄与するため、敷地内の積極的な緑化や修景を図ること。



6-2 施設ごとのガイドライン

① 公共建築物

ガイドラインの
目的と位置づけ

ガイドラインの
使い方

公共施設整備
に係る役割

対象とする
公共施設(事業)

景観形成
基本方針

景観形成
ガイドライン

① 公共建築物

② 道
路

③ 湖沼・河川等

④ 公園緑地

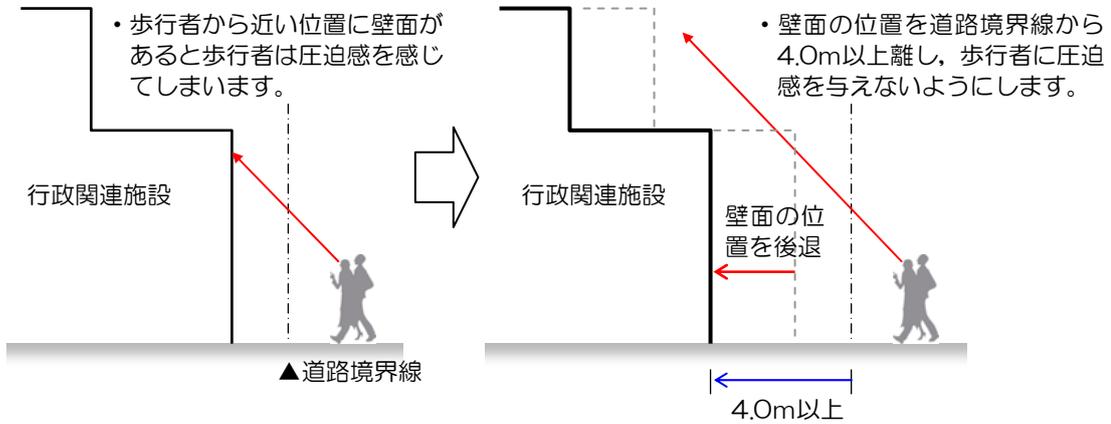
⑤ その他

維持管理

資料編

◆ 圧迫感を与えない壁面の位置について

【図示①】



◆ 地域の景観と調和するデザインについて

【写真①】



・地域の歴史性に配慮した行政施設の例



・のびやかな景観と調和する公民館の例



・公園に隣接する景観を活かした行政施設の例

◆ 壁面や屋根の色彩について

【写真②】



・落ち着いた色調でまとめられた例(神立地区コミュニティセンター)



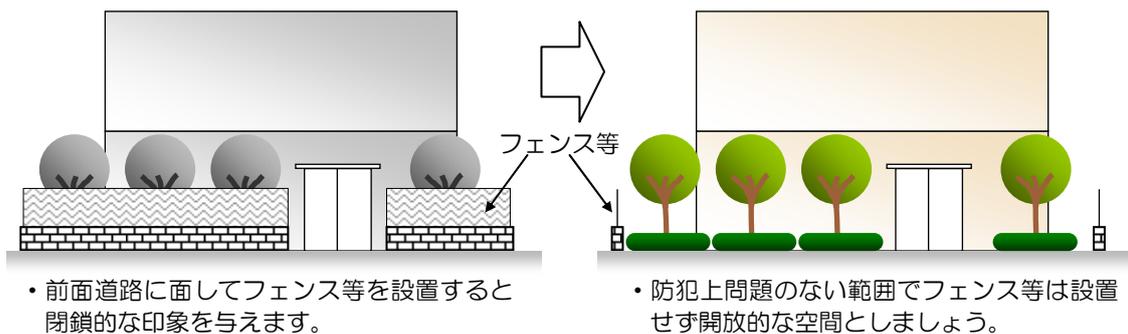
・伝統的な色調が背景の山並みと調和している例



・高い彩度の壁面や屋根の色彩は、土浦市の個性である歴史景観や自然景観との調和が図られません。

◆ 開放的な空間の確保について

【図示②】



b 教育関連施設

機能的で安全なレイアウトにする

- 子どもたちが快適に利用できる機能的なレイアウトとすること。
- 安全性や風紀の向上を図るため、外部から見通しの利かない場所を設けないよう配慮すること。【図示①】
- 歩行者に圧迫感を与えないよう、壁面の位置は道路境界線から4.0m以上後退させること。

心に残り親しみのあるデザインにする

- 地域のシンボルとなる学校等は、地域の歴史・文化的背景や景観特性等を踏まえたデザインとしながら、子どもたちが過ごす場所として心に残るデザインとすること。
- 奇抜なデザインとならないよう配慮しながら、子どもたちに親しまれるデザインとすること。【写真①】

落ち着いた中に上手く彩りを添えた色彩を使用する

- 壁面や屋根の色彩は、明度、彩度については本共通ガイドラインに示す範囲とすること。
- 壁面や屋根に用いる色彩は、明度の高いパステルカラーは使用しないこと。【写真②】【図示②】
- アクセントカラーを効果的に取り入れ、無機質で単調な色あいにならないようにすること。
- アクセントカラーは、街並みや隣地に対し影響を及ぼさない場所に使用すること。【図示③】

安全性・耐久性の確保と温かみのある素材を使用する

- 子どもたちの利用を前提とした教育関連施設に使用する素材は、安全性を第一にできる限り温かみを感じられる自然素材を取り入れること。
- 象徴的な施設として長く次代に残るよう耐候性、耐久性の高い素材を選定すること。

子どもたちの安全確保に配慮した敷地囲障とし緑化する

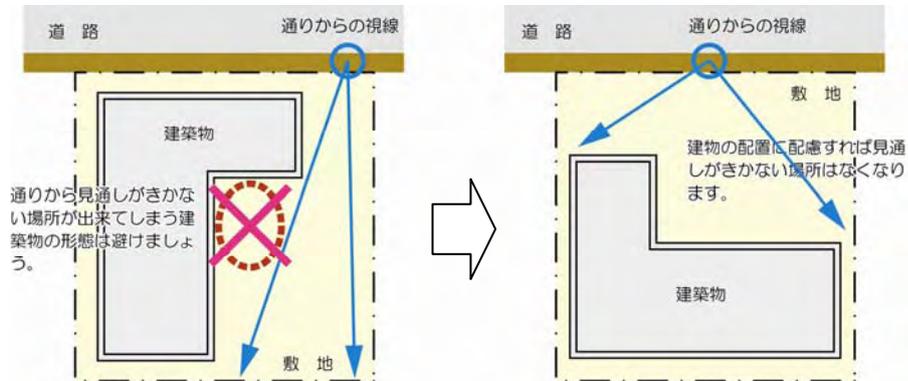
- 子どもたちの安全確保のため、学校等の敷地囲障は閉鎖的にならない範囲でフェンス等を設置し、外部から容易に進入できないようにすること。
- 学校等の敷地囲障には、防犯、環境的観点及び隣接敷地等への配慮の観点から、できる限り植栽帯による緑化を図ること。【図示④】



6-2 施設ごとのガイドライン

① 公共建築物

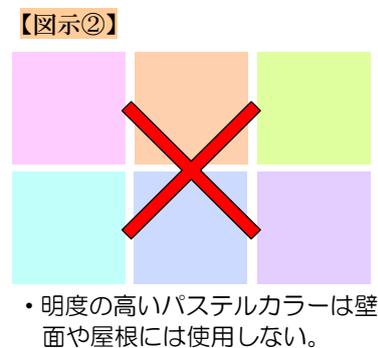
◆見通しの利かない場所をつくらない配慮について 【図示①】



◆子どもたちに親しまれるデザインについて 【写真①】



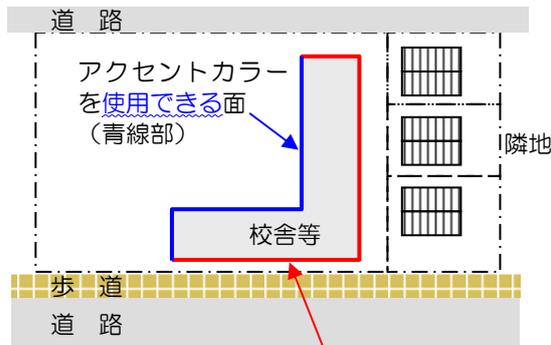
◆壁面や屋根の色彩について 【写真②】



・明度の高いパステルカラーは、土浦市の個性である歴史景観や自然景観との調和が図れません。

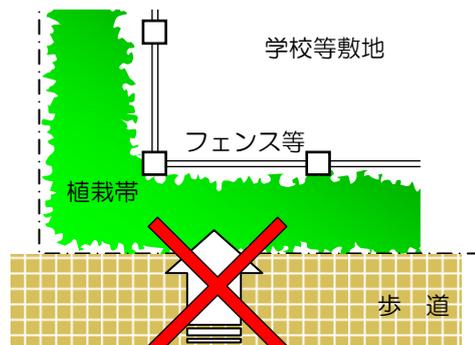
・明度の高いパステルカラーは壁面や屋根には使用しない。

◆アクセントカラーを使用する場所について 【図示③】



アクセントカラーを使用できない面 (赤線部)

◆子どもたちの安全確保に配慮した敷地囲障及び緑化について 【図示④】



・学校等敷地内に外部から容易に進入できない敷地囲障としましょう。

c 福祉・医療関連施設

高齢者や障がい者、病人等に優しい建築物の配置と機能的なレイアウトとする

- 施設間、施設内は段差のないバリアフリーとすること。
- 利用者の移動経路に配慮した安全で機能的なレイアウトとすること。
- 歩行者に圧迫感を与えないよう、壁面の位置は道路境界線から4.0m以上後退させること。【図示①】

威圧感を抑え明るさが感じられる建築物のデザインとする

- 重厚で威圧感を与えるようなマッシブな(塊状の)デザインとしないこと。【図示②】
- 利用者の不安感をやわらげるような、明るく開放的なデザインを取り入れること。

周辺景観への配慮と落ち着き明るさを感じる色彩を使用する

- 壁面や屋根の色彩は、明度、彩度については本共通ガイドラインに示す範囲とすること。【写真①】
- 明るく鮮やかな色調を効果的に配置し、暗く味気のない雰囲気とならないよう配慮すること。

安全性・耐久性を確保する

- 多くの高齢者や障がい者及び病人が利用する福祉・医療関連施設に使用する素材は、安全性を第一に耐候性、耐久性の高い素材を選定するとともに、できる限り自然素材を取り入れること。

緑化による安らぎとるおいのある空間を確保する

- 高齢者や障がい者、病人等利用者が安らぎとるおいを感じられるように、敷地内の積極的な緑化や修景を図ること。【写真②】



6-2 施設ごとのガイドライン

① 公共建築物

ガイドラインの
目的と位置づけ

ガイドラインの
使い方

公共施設整備
に係る役割

対象とする
公共施設(事業)

景観形成
基本方針

景観形成
ガイドライン

① 公共建築物

② 道路

③ 湖沼・河川等

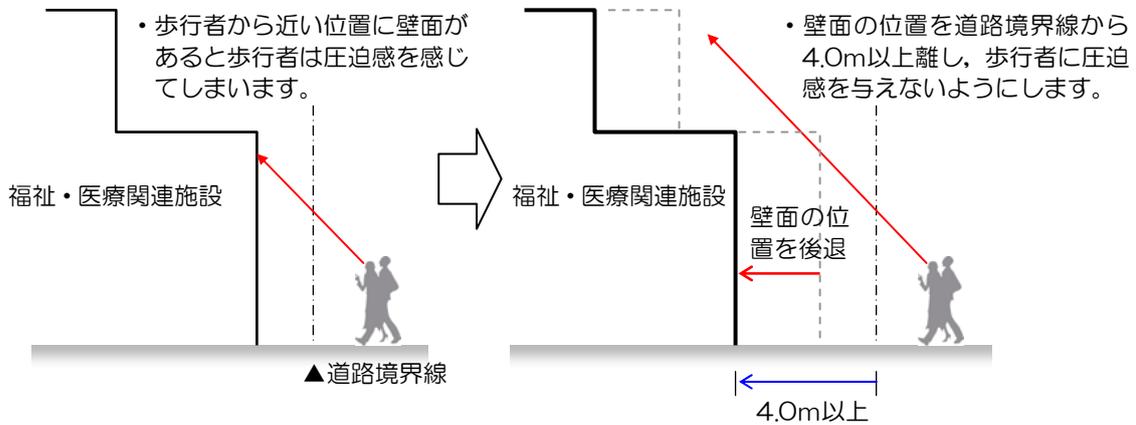
④ 公園緑地

⑤ その他

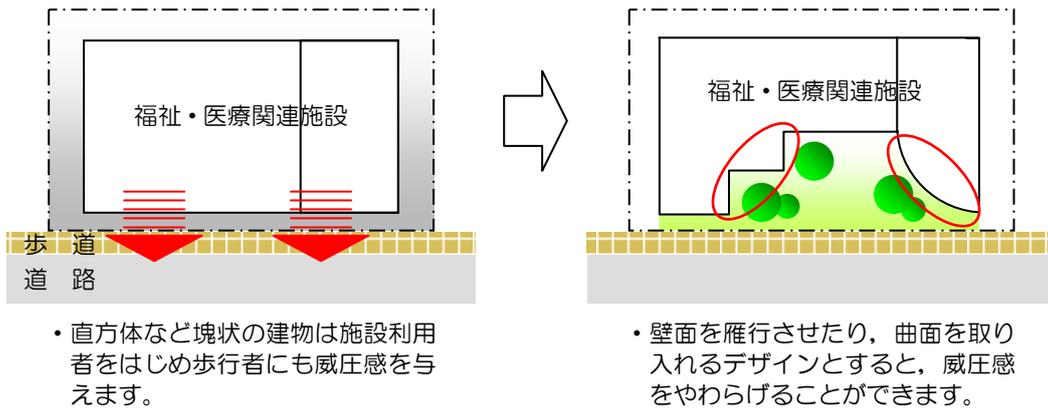
維持管理

資料編

◆ 圧迫感を与えない壁面の位置について 【図示①】



◆ 威圧感を与えないデザインについて 【図示②】



◆ 壁面や屋根の色彩について 【写真①】



・彩度の高い壁面や屋根の色彩は、土浦市の個性である歴史景観や自然景観との調和が図れません。
(写真 a~d)

◆ 敷地内の緑化について 【写真②】



・施設利用者が安らぎとるおいを感じられるように、敷地内の積極的な緑化を図りましょう。

d スポーツ・文化関連施設

利用者にとってわかり易い建築物の配置と機能的なレイアウトにする

- 競技者や出演者及び来訪者など、利用者の特性や動線などを考慮し、利用勝手の良いわかり易い施設とすること。
- 歩行者に圧迫感を与えないよう、壁面の位置は道路境界線から4.0m以上後退させること。

施設の特性に応じた象徴的な建築物のデザインとする

- 競技場、図書館、ホールなど、施設の特性に応じながら周辺の景観と調和する適切な建築物のデザインとすること。【写真①】
- 非日常的性格が強い施設であることから、建築物のデザインについては、過度にならない範囲で象徴的なデザインを取り入れること。【写真①】

周辺景観への配慮とシックな色彩を使用する

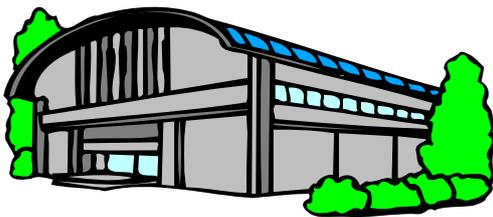
- 施設が立地する地区の歴史や文化的背景などを考慮した色彩とすること。【写真②】
- 規模の大きくなるスポーツ・文化関連施設の壁面や屋根の色彩は、明度、彩度については本共通ガイドラインに示す範囲とすること。【写真②】
- にぎわい、親しみなどが感じられるよう、アクセントカラーを効果的に配置すること。

安全性・耐久性を確保する

- 集中的に多くの人々が利用する施設の特性を踏まえ、スポーツ・文化関連施設に使用する素材は、安全性を第一に耐候性、耐久性の高い素材を選定すること。

緑化による安らぎとうるおいのある空間を確保する

- 敷地囲障は安全、管理上必要なフェンス等の設置を除き、閉鎖的にならないような工夫すること。
- 併設する敷地内駐車場やオープンスペースについては、できる限り周囲から見える景観に配慮し、積極的な緑化や修景を図ること。【図示①】



6-2 施設ごとのガイドライン

① 公共建築物

ガイドラインの
目的と位置づけ

ガイドラインの
使い方

公共施設整備
に係る役割

対象とする
公共施設(事業)

景観形成
基本方針

景観形成
ガイドライン

① 公共建築物

② 道
路

③ 湖沼・河川等

④ 公園緑地

⑤ その他

維持管理

資料編

◆建築物のデザインについて 【写真①】

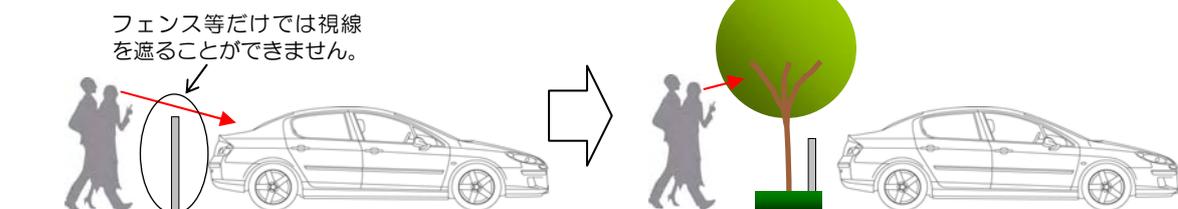
<p>写真a</p> 	<p>写真b</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の特性に応じ周辺の景観と調和する適切な建築物のデザインとしましょう。 体育館の機能を美しく形態化した例(写真a) 水辺の景観を損ねないよう形態を工夫した文化施設例(写真b)
<p>写真c</p> 	<p>写真d</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 過度なデザインとならないようにしましょう。 土浦市の景観とは調和しない形態の運動施設の例(写真c)と文化施設の例(写真d)

◆建築物の色彩について 【写真②】

<ul style="list-style-type: none"> 地域の歴史・文化的背景や景観との調和に配慮した色彩を使用しましょう。 歴史的地区にふさわしい色彩例(写真a:土浦市歴史博物館)と周辺の景観に調和する色彩例(写真b:霞ヶ浦環境科学センター) 	<p>写真a</p> 	<p>写真b</p> 
<ul style="list-style-type: none"> 壁面や屋根の色彩は全体的に落ち着いた色調としましょう。 彩度の高い色彩が目立っている運動施設の例(写真c)と文化施設の例(写真d) 	<p>写真c</p> 	<p>写真d</p> 

◆敷地内駐車場の緑化について 【図示①】

フェンス等だけでは視線を遮ることができません。



<ul style="list-style-type: none"> 駐車している車が周囲から見えてしまい、景観的に美しいとは言えません。 	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場周囲の緑化などにより、駐車している車が直接見えにくくなるようにしましょう。
--	--

e その他の施設

周辺の景観を阻害しないよう建築物を配置する

- 周辺に見られる自然、歴史・文化景観や眺望景観を阻害しないよう施設を配置すること。
- 歩行者に圧迫感を与えないよう、壁面の位置は道路境界線から4.0m以上後退させること。

シンプルで威圧感を与えない建築物のデザインとする

- 周辺の景観との調和に配慮したデザインとすること。【写真①】
- 威圧感を与えるようなマッシブな(塊状の)デザインとしないこと。【写真②】

周辺景観と調和する色彩を使用する

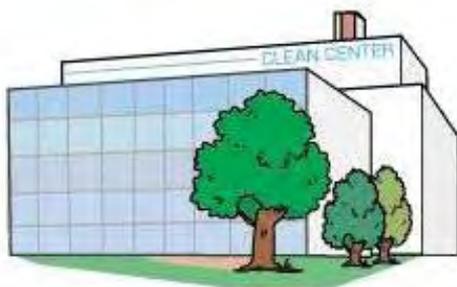
- 各種処理施設や駐車場等の施設の壁面や屋根の色彩は、周辺の景観との調和に配慮し、明度、彩度については本共通ガイドラインに示す範囲とすること。【写真①】

安全性・耐久性を確保する

- 長期間の使用に耐えうよう、各種供給処理施設や駐車場などの施設に使用する素材は、耐候性、耐久性の高い素材を選定すること。

緑化による安らぎとうるおいのある空間を確保する

- 敷地囲障は安全、管理上必要なフェンス等の設置を除き、閉鎖的にならないようすること。
- 併設する敷地内駐車場やオープンスペースについては、周辺の景観との調和や環境的配慮のため、積極的な緑化や修景を図ること。【写真③】



6-2 施設ごとのガイドライン

① 公共建築物

ガイドラインの
目的と位置づけ

ガイドラインの
使い方

公共施設整備
に係る役割

対象とする
公共施設(事業)

景観形成
基本方針

景観形成
ガイドライン

① 公共建築物

② 道 路

③ 湖沼・河川等

④ 公園緑地

⑤ その他

維持管理

資料編

◆建築物のデザイン、色彩について 【写真①】

- 勾配屋根の形態が周辺の田園景観と調和しています。

- 無彩色でまとめられた色彩が周辺の田園景観と調和しています。



農業集落排水機場

- 扉やシャッターに緑色を使用しており、壁面の色彩との関連においても派手で目立つ色調となっております。



- 彩度の高い壁面の色彩は、土浦市の個性である歴史景観や自然景観との調和が図れません。

◆建築物のデザインについて（クリーンセンターの例）

【写真②】



- 周辺の景観に配慮し、低彩度の色彩を壁面や屋根に使用するとともに、塊状にならないようデザインされた例



- 単純な立方体の形状を基本に塊状にデザインされたものは、土浦市の目指す景観には馴染みません。

◆敷地内駐車場やオープンスペース等の緑化について

【写真③】



- 公共施設に併設された駐車場は、環境への配慮の観点からも駐車スペースを含め緑化を図りましょう。



- 公共施設内のオープンスペースやのり面では、良好な景観形成に寄与する修景を図りましょう。

② 道路

a 幹線道路

本市の景観特性を生かす

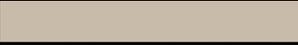
- 本市の景観特性である自然、歴史・文化景観や眺望景観を生かすため、それらの景観に隣接して通る幹線道路については、景観との調和に配慮すること。

道路付帯施設は少なく、シンプルに集約化する

- 歩道等に設置される道路付帯施設は、必要最低限の数を必要な箇所に適切に設置すること。
- 周辺の景観を阻害しないよう、できる限りシンプルなデザインとすること。【写真①】
- 交通標識やサインなどを隣接して設置する場合は、できる限り集約化すること。【図示①】

景観を邪魔しない色彩を使用する

- 標識等のポールや防護柵の色彩は、安全上問題のない範囲内でダークブラウン[こげ茶]とすること。【写真②】やむを得ず他の色彩を使用する必要がある場合は、グレーベージュ[薄灰茶色]及びダークグレー[濃灰色]とすること。
- ただし、これらの色彩以外に周辺の景観と調和可能な色彩とすることが望ましい場合は、この限りではない。

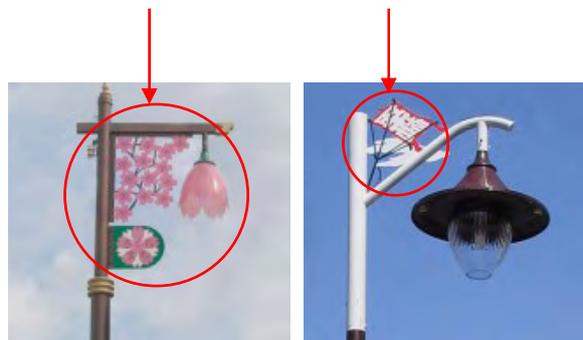
色の名称	標準マンセル値	色見本
ダークブラウン[こげ茶]	10YR 2.0/1.0 程度	
グレーベージュ[薄灰茶色]	10YR 6.0/1.0 程度	
ダークグレー[濃灰色]	10YR 3.0/0.2 程度	

拠点的な公共施設へのアプローチ道路は象徴的に

- 拠点的な公共施設等へのアプローチ道路では、街路樹の配置や計画的な修景により、象徴的な沿道景観の創出を図ること。【写真③】

◆道路付帯施設のデザインについて 【写真①】

- 過度なデザインは景観との調和が難しく、どの景観よりも目立ってしまいます。
- 地域の個性を直接的に表現したものは、シンプルなデザインにできないことが多くなります。



6-2 施設ごとのガイドライン

② 道路

ガイドラインの
目的と位置づけ

ガイドラインの
使い方

公共施設整備
に係る役割

対象とする
公共施設(事業)

景観形成
基本方針

景観形成
ガイドライン

① 公共建築物

② 道路

③ 湖沼・河川等

④ 公園緑地

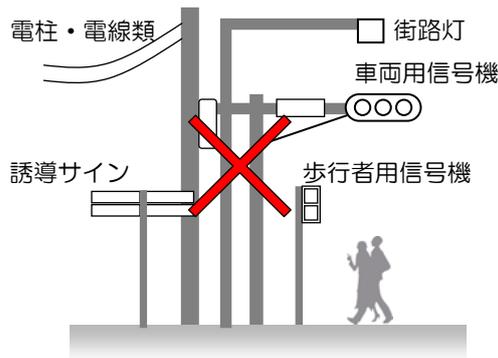
⑤ その他

維持管理

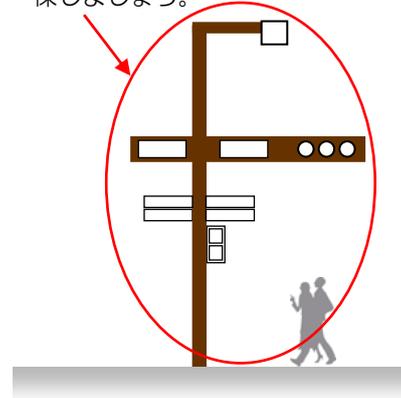
資料編

◆交通標識等の集約化について 【図示①】

- 交通標識や誘導サインなどは、必要であっても秩序無く設置すると煩雑な景観となっています。



- 集約化を図り、すっきりとした景観を確保しましょう。



◆色彩について 【写真②】

- 防護柵や車止め等の色は、比較的多様な景観にも調和するダークブラウンとし、統一的な景観形成を図りましょう。



- 沿道の景観特性等を踏まえながら、適切な色彩を選定しましょう。(写真：全て土浦市)



◆象徴的な道路整備について 【写真③】

- 幹線道路としての機能を十分満たしながら、ゆとりある歩行者空間を確保し、開放感のある象徴的な沿道景観を創出しています。
- 歩行者空間の高質な修景で沿道景観の印象を高めています。また、効果的に低木植栽を配置し華やかな沿道景観を創出しています。
- 沿道住民の協力を得ながら、周辺の田園風景との調和に配慮した花き類の植栽によって、象徴的な沿道景観を創出しています。



b 生活道路

地域住民の安全性を確保する

- 地域住民が主に利用し通学路ともなる生活道路は、地域住民の安全性の確保に配慮した構造、仕様とすること。
- できる限り歩道を確保するとともに、歩行者通行帯や交差点注意喚起舗装など安全性を確保すること。【写真①】

道路付帯施設のデザインに配慮する

- 周辺の景観を阻害しないよう、できる限りシンプルなデザインとすること。
- 交通標識やサインなどを隣接して設置する場合は、沿道景観が煩雑にならないよう配慮すること。

住環境を阻害しない色彩を使用する

- 歩車道の舗装面や道路付帯施設の色彩は、周辺の住環境を阻害しないよう、原則として落ち着いた色調とすること。【写真②】
- 歩道舗装の色彩は、視覚障がい者誘導用ブロックの設置を前提に、判別しやすい明度差の確保や、まぎらわしいデザインとしないこと。

耐久性を確保する

- 歩行者の安全性、快適性を持続させるため、生活道路に使用する素材は、耐候性、耐久性の高い素材を選定すること。

人や環境にやさしい生活道路を整備する

- より快適な生活道路とするため、段差の解消をはじめ、透水性舗装や遮熱舗装などを取り入れながら、人や環境にやさしい生活道路の整備に努めること。【写真③】



6-2 施設ごとのガイドライン

② 道路

ガイドラインの
目的と位置づけ

ガイドラインの
使い方

公共施設整備
に係る役割

対象とする
公共施設(事業)

景観形成
基本方針

景観形成
ガイドライン

① 公共建築物

② 道路

③ 湖沼・河川等

④ 公園緑地

⑤ その他

維持管理

資料編

◆安全性の確保について 【写真①】



- 信号が設置されていない生活道路の交差点では、注意喚起舗装を行うなど、住民の安全の確保を図りましょう。
- 交差点注意喚起舗装の例(写真a：永国団地, 写真b：おおつ野地区)

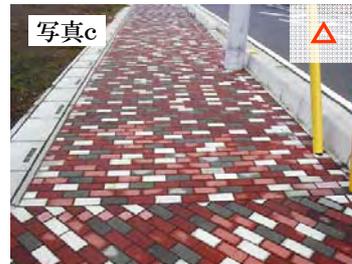


- 歩道の確保が困難な郊外部の道路や通学路においては、歩行者通行帯をカラー舗装等により明確に区分し子供たち等の安全を確保しましょう。

◆歩道舗装の色彩について 【写真②】



- 歩道舗装の色彩は、落ち着いた色調とし、周辺の景観との調和に配慮しましょう。
- 周辺の歴史的景観との調和に配慮した例(写真a：土浦裁判所前)
- 霞ヶ浦湖畔の景観との調和に配慮した例(写真b：龍田地区)



- 組み合わせる色調によっては、土浦市の景観に馴染まない歩道舗装となります。(写真c)
- 彩度の高い色彩を用いたデザインは、土浦市の景観に馴染まない歩道舗装となります。(写真d)

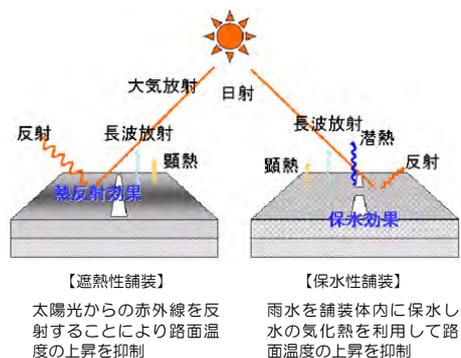
◆人と環境にやさしい生活道路について 【写真③】



• 透水性舗装の例



• 遮熱性舗装の例



a 湖沼・河川

自然環境、自然景観を守り生かす

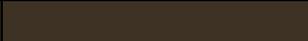
- 霞ヶ浦や桜川などの湖沼・河川は、貴重な自然環境を有するとともに、本市の特徴的な景観特性であることから、それらを守り生かす保全・整備を行うこと。【写真①】

付帯施設のデザインに配慮する

- 転落防止柵など付帯施設は、十分な安全性を確保した上で、自然景観や眺望景観を阻害しないよう、できる限りシンプルなデザインとすること。

周辺景観と調和する色彩を使用する

- 付帯施設の色彩は、安全上問題のない範囲内でダークブラウン[こげ茶]とすること。【写真②】やむを得ず他の色彩を使用する必要がある場合は、グレーベージュ[薄灰茶色]及びダークグレー[濃灰色]とすること。
- ただし、これらの色彩以外に周辺の景観と調和可能な色彩とすることが望ましい場合は、この限りではない。

色の名称	標準マンセル値	色見本
ダークブラウン[こげ茶]	10YR 2.0/1.0 程度	
グレーベージュ[薄灰茶色]	10YR 6.0/1.0 程度	
ダークグレー[濃灰色]	10YR 3.0/0.2 程度	

安全性・耐久性を確保する

- 長期間の使用に耐えうるよう、付帯施設に使用する素材は、耐水性、耐久性の高い素材を選定すること。

親水性を確保する

- 十分な安全性を前提に、できる限り貴重な水辺を活かした親水空間の確保に努めること。

◆自然環境、自然景観を守り活かす保全・整備について 【写真①】



- 霞ヶ浦や河川等の貴重な自然環境を守り活かしましょう。
- 多自然型護岸による保全例（写真a：大岩田区）
- 河川における多自然型護岸整備の例（写真b）

◆周辺景観と調和する色彩について 【写真②】



- 防護柵等の付帯施設の色彩は、霞ヶ浦や河川等周辺の景観と調和するものを使用しましょう。
- 霞ヶ浦湖畔の景観に調和する防護柵色彩例（写真c：瀧田地区）
- 河川沿いの防護柵色彩例（写真d）

6-2 施設ごとのガイドライン

③ 湖沼・河川等

b 橋梁

河川空間の眺望を確保するデザインとする

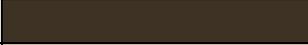
- 橋梁のデザインは、河川空間の良好な眺望景観の確保に配慮すること。【写真①】

付帯施設のデザインに配慮する

- 欄干などの付帯施設は、十分な安全性を確保した上で、自然景観や眺望景観を阻害しないよう、できる限りシンプルなデザインとすること。【写真②】

周辺景観と調和する色彩を使用する

- 橋梁の色彩は、周辺景観との調和を基本に、デザインとの一体性や演出性等を考慮しながら、慎重に選定すること。
- 付帯施設の色彩は、安全上問題のない範囲内でダークブラウン〔こげ茶〕とすること。やむを得ず他の色彩を使用する必要がある場合は、グレーベージュ〔薄灰茶色〕及びダークグレー〔濃灰色〕とすること。
- ただし、これらの色彩以外に周辺の景観と調和可能な色彩とすることが望ましい場合は、この限りではない。

色の名称	標準マンセル値	色見本
ダークブラウン〔こげ茶〕	10YR 2.0/1.0 程度	
グレーベージュ〔薄灰茶色〕	10YR 6.0/1.0 程度	
ダークグレー〔濃灰色〕	10YR 3.0/0.2 程度	

安全性・耐久性を確保する

- 長期間の使用に耐えうるよう、橋梁や付帯施設に使用する素材は、耐水性、耐久性の高い素材を選定すること。

◆橋梁のデザインについて 【写真①】



写真b

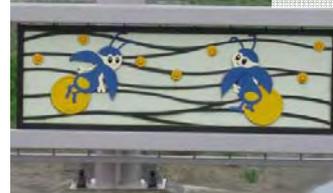


- 視界が開ける河川空間での眺望景観を確保するデザインに配慮しましょう。
- スッキリとしたデザインで広がりのある眺望景観が確保されている例(写真a, 写真b)

◆付帯施設のデザインについて 【写真②】



写真d



- 欄干等の付帯施設のデザインは、過度な装飾は避け、シンプルなデザインとしましょう。
- 新川に架かる欄干のシンプルで美しいデザイン例(写真c：新川橋)
- 具象的なデザインは土浦市の目指す景観には馴染みません。(写真d)

公園・緑地

自然環境に配慮する

- 公園・緑地の整備にあたっては、できる限り自然環境に配慮すること。
- 平地林や水辺を活かした公園・緑地の整備にあたっては、できる限り地形や植生等の自然環境を活かした整備とすること。【写真①】
- 管理棟など主要な園内施設については、自然環境に配慮すること。【写真②】

付帯施設のデザインは景観特性に応じたシンプルなものとする

- トイレ、管理棟、フェンスなど公園・緑地の付帯施設のデザインは、立地する公園・緑地周辺の景観特性に応じ、公園・緑地の整備方針等との整合を図りながら、原則として景観との調和に配慮したシンプルなデザインとすること。【写真③】

緑との調和に配慮した色彩を使用する

- 付帯施設の色彩は、原則として低彩度の色彩を採用すること。
- アクセントカラーを使用する場合は、遊具等既製品として使用されるもののほか、エントランスや売店等にぎわいを演出する上で必要な箇所に適切に使用すること。

安全性・耐久性を確保する

- 子どもをはじめ多様な人々が利用する施設の特性を踏まえ、公園・緑地に使用する素材は、安全性を第一に耐候性、耐久性の高い素材を選定すること。
- 景観的、環境的配慮の観点から、可能な範囲で自然素材の採用に努めること。

緑化による安らぎと潤いのある空間を確保する

- 敷地囲障は安全、管理上必要なフェンス等の設置を除き、閉鎖的にならないような工夫すること。
- 併設する敷地内駐車場やオープンスペースについては、できる限り周囲から見える景観に配慮し、積極的な緑化や修景を図ること。【図示①】
- 公園・緑地は貴重な緑のオープンスペースとして、園内の積極的な緑化を図ること。



6-2 施設ごとのガイドライン

④ 公園緑地

ガイドラインの
目的と位置づけ

ガイドラインの
使い方

公共施設整備
に係る役割

対象とする
公共施設（事業）

景観形成
基本方針

景観形成
ガイドライン

① 公共建築物

② 道
路

③ 湖沼・河川等

④ 公園緑地

⑤ その他

維持管理

資料編

◆自然環境を活かした整備について【写真①】



・平地林を活かした公園整備の例



・市街地内の河川を親水化した整備例

◆自然環境に配慮した整備について【写真②】



・屋上緑化等を行った管理棟の整備例



・自然に馴染むデザインの管理棟の例

◆付帯施設のデザイン、色彩について【写真③】



・公園及び周辺の歴史的景観に馴染む倉庫例（土浦亀城公園）

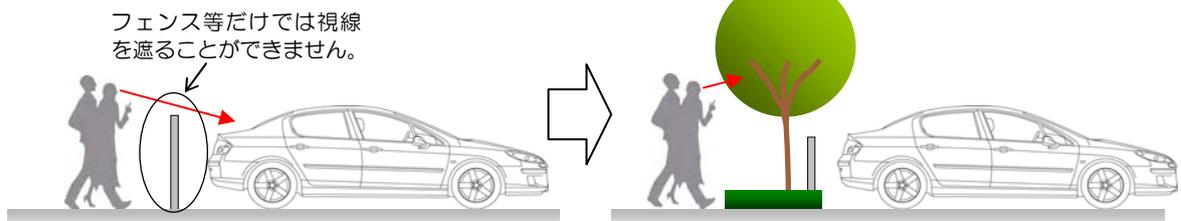


・公園に馴染むデザインと落ち着いた色彩でまとめられたトイレの例



・植栽の中に控えめに設置された案内関連施設の例

◆敷地内駐車場の緑化について【図示①】



・駐車している車が周囲から見えてしまい、景観的に美しいとは言えません。

・駐車場周囲の緑化などにより、駐車している車が直接見えにくくなるようにしましょう。

その他

開発行為を行う際には景観、環境に配慮する

- 開発行為を行おうとする者は、本市の自然、歴史・文化を生かした景観形成の向上に資するため、周辺の景観との調和に十分配慮すること。【写真①】
- 開発行為を行うにあたっては、現存する樹林地や大樹等の緑の保全や、積極的な緑化を行うこと。【写真②】

土地の形質を変更する際には景観、環境に配慮する

- できる限り現況の地形を生かし、長大なり面及び擁壁を生じないこと。
- のり面の勾配は、できる限り緩やかにとり、緑化等により修景すること。【写真③】 【図示①】
- 擁壁は、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化等により景観への影響を軽減すること。【写真④】

鉄塔などを設置する場合は、景観、環境に配慮する

- 鉄塔などの設置にあたっては、関連法規制に則りながら、できる限り周辺の自然、歴史・文化を阻害しない高さや色彩に配慮するとともに、足元の緑化に努めること。
- 通信用鉄塔の設置にあたっては、幹線道路から30m以上離れた位置に設置すること。また、道路に面する側は必ず緑化し、通信用鉄塔はシリンダー型に統一すること。【図示②】

公衆トイレやベンチなどの便益施設は、機能的で周辺の景観に馴染む形態、色彩とする

- 多様な人々が利用する便益施設の形態は、機能性を確保し使いやすいものとする。
- 駅前や歴史的地区、霞ヶ浦湖畔、公園内など、設置する場所にふさわしい形態や色彩を十分吟味し、周辺の景観との調和を大切にすること。【写真⑤】



6-2 施設ごとのガイドライン

⑤ その他

◆景観に調和する開発行為について【写真①】



・周辺の田園景観との調和に配慮して開発行為により整備された住宅団地例

◆既存する樹林地等の保全について【写真②】



・既存の樹木を活かして住宅地内に上手に取り入れた開発行為による住宅地例

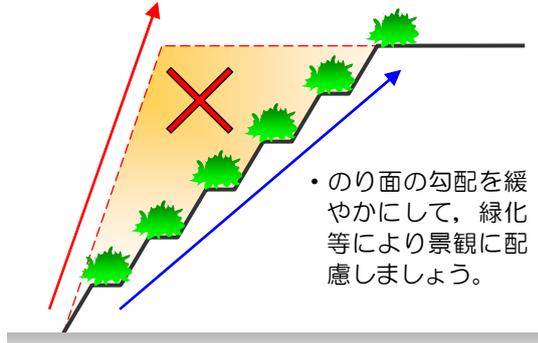
◆のり面の修景について【写真③】



・のり面の緑化により沿道景観を阻害しないよう配慮されている例

◆のり面の勾配について【図示①】

・のり面の勾配が急になると圧迫感を感じてしまいます。



・のり面の勾配を緩やかにして、緑化等により景観に配慮しましょう。

◆擁壁の配慮について【写真④】



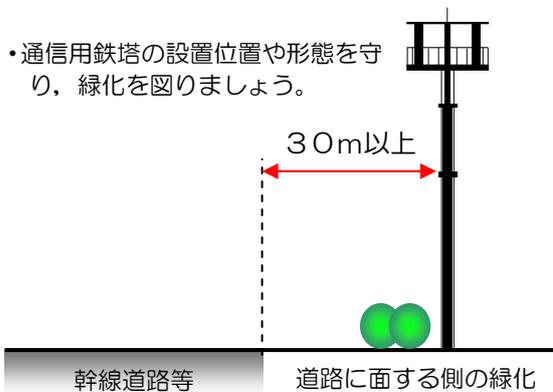
・緑化ブロック等の採用により道路に面して華やかな景観の形成に寄与している例



・登はん性植物を利用した擁壁の緑化例

◆通信用鉄塔の設置位置等について【図示②】

・通信用鉄塔の設置位置や形態を守り、緑化を図りましょう。



幹線道路等

道路に面する側の緑化

◆ベンチ等の形態について【写真⑤】



・素朴なデザインの木製ベンチが湖畔の風景と馴染みながら印象的な景観となっている例

ガイドラインの
目的と位置づけ

ガイドラインの
使い方

公共施設整備
に係る役割

対象とする
公共施設(事業)

景観形成
基本方針

景観形成
ガイドライン

①公共建築物

②道路

③湖沼・河川等

④公園緑地

⑤その他

維持管理

資料編

維持管理

施工時は安全を確保し、景観に配慮する

- 各種公共施設の建築等施工時に、現場の仮囲いや仮設備等を設置する場合には、地域住民や通行者に圧迫感や不安感を与えないよう、安全で快適な工事現場周辺の環境を確保すること。
- 現場の仮囲いなど長期にわたり設置する場合には、できる限り周辺の景観に配慮すること。【写真①】

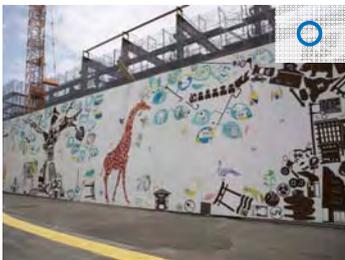
適切で効率的な維持管理を行う

- 景観形成上の先導的役割を担うことを踏まえ、良好な景観が維持できるよう適切な維持管理を行うこと。
- 施設管理の効率性や地域経済効果も考慮し、可能な公共施設においては、できる限り一括管理を検討すること。
- 市民や事業者が取り組む身近な清掃活動等、協働で進める維持管理の手法について検討すること。【写真②】

補修・修繕時にも景観等に配慮する

- 維持補修や修繕にあたっては、当初の設計意図を十分に考慮し、形態、色彩、素材等が既存公共施設と一体的に、また周辺の景観と調和するよう、施工方法等を工夫すること。

◆仮囲いなどの景観への配慮について 【写真①】



- 楽しいイラスト等を用いて都市景観を効果的に演出している例



- 仮囲い自体を緑化し都市景観にうるおいを与えている例



- 工事で利用されるリサイクル素材を標本的にディスプレイしている例

◆協働管理について 【写真②】



- 道路沿いの雑草管理を協働で行っている例



- 身近な公園の清掃活動を地域住民と協働で行っている例

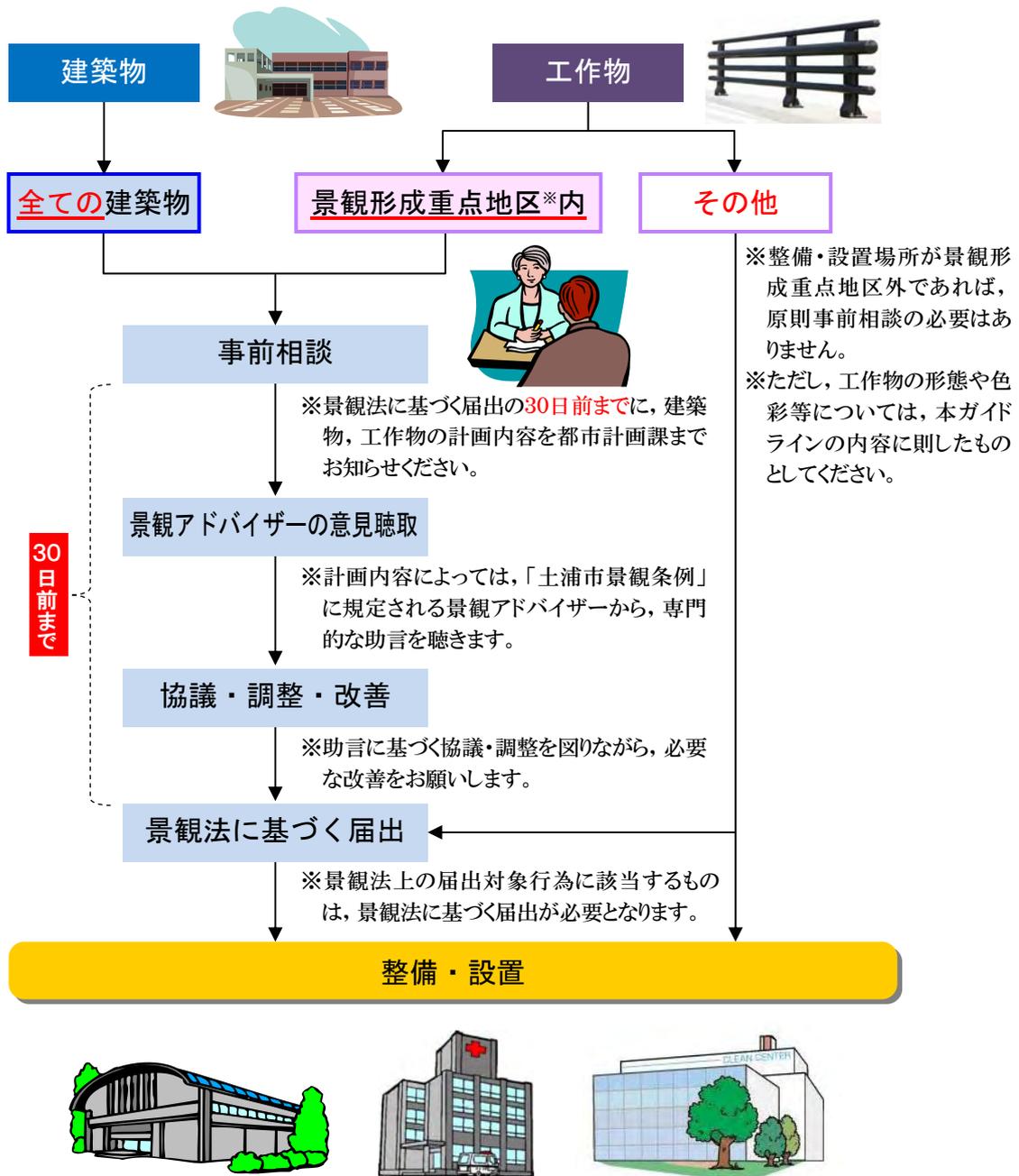


- 河川敷の清掃活動を協働で行っている例

資料編

資料-1 事前相談から届出までの流れ

各種公共施設を整備する際には、景観法に基づく届出の前に、建築物等の形態や色彩などの計画について、事前に都市計画課に相談をお願いしています。
 その他各種法規制等に基づく必要な届出等と並行して進めてください。

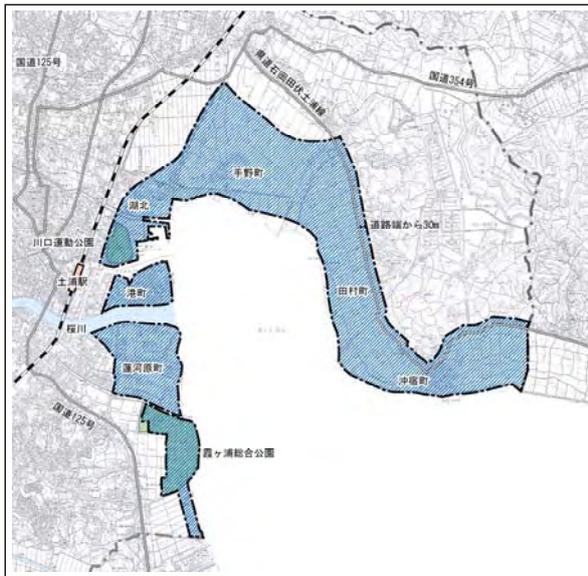


※「景観形成重点地区」とは、特に本市を特徴づける景観形成に向けて重点的、かつ計画的に景観の保全・誘導を図る地区で、景観法に基づく「土浦市景観計画」に定められています。
 ※平成 25 年4月時点では「霞ヶ浦湖畔地区」、「筑波山麓地区」、「旧城下町とその周辺地区」及び「JR 土浦駅周辺地区」の計4地区が指定されています。(各区域は次頁のとおりです。)

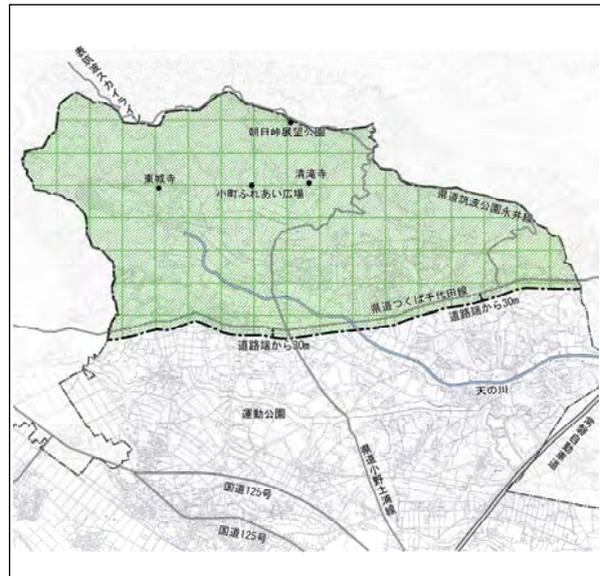
資料-2 景観形成重点地区

景観法に基づく「土浦市景観計画」で現在指定されている「景観形成重点地区」はつぎの4地区となっています。

霞ヶ浦湖畔地区



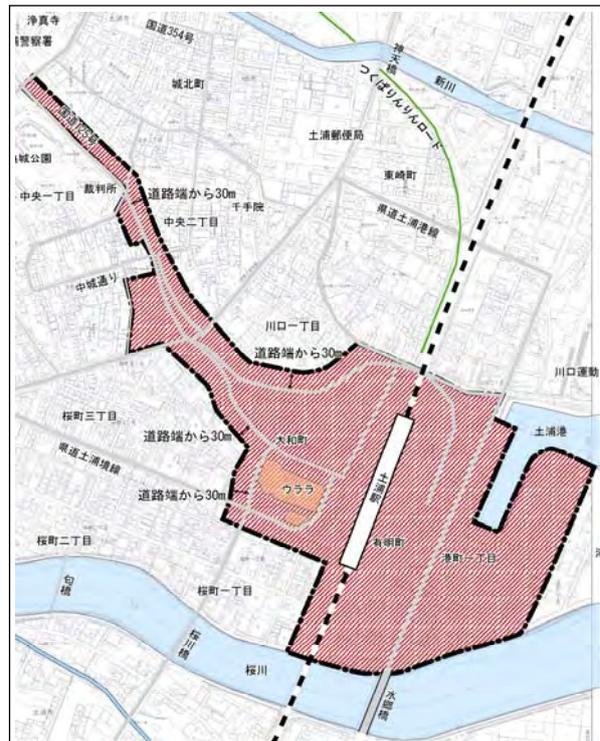
筑波山麓地区



旧城下町とその周辺地区



JR土浦駅周辺地区



※景観形成重点地区の詳細については、都市計画課までお問い合わせください。

土浦市公共施設景観形成ガイドライン

平成 25 年 3 月

発行／土浦市

土浦市

